

鏡野町国民健康保険病院整備事業 実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 一般事項

1 趣旨

この実施要領は、鏡野町国民健康保険病院整備事業の実実施設計段階において、建設コスト縮減と事業工程の遵守を目的として、工事施工者の施工技術を取り入れるE C I方式を採用し、実施設計技術協力事業者を公募型プロポーザル方式により選定するときの手續に関し必要な事項を定めるものとする。

本書と別紙一覧表に記載の文書を含め実施要領とする。

2 用語等の定義

(1) 施工予定者

施工予定者とは、発注者と技術協力業務委託契約を締結した者を指し、実施設計時において発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を同等以上としコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「V E提案」という。）及び施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、鏡野町国民健康保険病院整備事業工事（以下「建設工事」という。）の見積り合せを行い、その金額が基本協定締結時の合意金額（参考価格以内の見積提示の場合、原則、V E提案採用後概算工事費見積金額とする。）、かつ、発注者が決定した予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定である。

(2) 審査会

審査会とは、鏡野町国民健康保険病院整備事業実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）審査会をいう。

(3) C M r

C M rとは、コンストラクション・マネジャーであり、発注者を支援する者をいい、発注者が必要と認める場合には、関係打合せに参画する。

(4) 3者協議会

3者協議会とは、鏡野町国民健康保険病院整備事業技術協力協議会を指し、発注者及び設計者並びに施工予定者の3者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びV E提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

3 施工予定者選定の概要

(1) 発注者

鏡野町長 山崎 親男

(2) 選定方式

企業の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案及びV E提案（以下「技術提案等」という。）

を求め、V E 提案採用後概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、最優秀提案事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定方法

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者（以下「提案者」という。）から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「最優秀提案事業者」として選定する。選定に当たっては、審査会において審査を行う。なお、審査会は非公開とする。

(4) 審査会の設置

審査会の設置に関しては別に定める。

(5) 審査の公表

審査の結果は、プレゼンテーション・ヒアリング参加者全員に通知するとともに鏡野町ホームページに公表する。

4 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、最優秀提案事業者と協議を行い、整った後に「鏡野町国民健康保険病院整備事業実施設計技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）」の委託契約を締結する。技術協力業務の委託契約締結後、最優秀提案事業者は「施工予定者」となる。
- (2) (1) の委託契約の締結にあわせて、施工予定者と参考価格以内の見積提示の場合、原則、V E 提案採用後概算見積金額を工事費の上限額（合意金額）とする旨を定めた基本協定（別紙 1）を締結する。
- (3) 発注者及び設計者並びに施工予定者は、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案された技術提案等を実施設計に反映させていくため、パートナーシップ協定を取り交わし、同協定書（別紙 2）に規定される 3 者協議会を組織する。
- (4) 発注者は、実施設計完了後に本要領に規定する施工予定者と見積り合せを行い、その金額が基本協定締結時の合意金額（参考価格以内の見積提示の場合、原則、V E 提案採用後概算工事費見積金額とする。）、かつ、発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、合意に至った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。
- (5) 最優秀提案事業者として選定された者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「第 1 10 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、技術協力業務の契約及び基本協定、パートナーシップ協定は締結しないものとする。
- (6) 施工予定者が、技術協力業務締結後に会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされる等、発注者が施工予定者との工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、発注者は技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、締結された基本協定及びパートナーシップ協定はその効力を失うものとする。
- (7) 発注者は、最優秀提案事業者と技術協力業務の委託契約を締結できない場合、又は締結する見込みが立たない場合は、最優秀提案事業者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、受注の意向を確認した上で協議を行い、新たな最優秀

提案事業者として（１）～（３）の手続を行う。

- （８） 施工予定者と工事請負契約を締結できない場合、施工予定者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち審査結果の順位が上位であった者（以下「次点者等」という。）から順に、受注の意向を確認した上で協議を行い、必要に応じて技術協力業務の委託契約締結及び実施設計内容の修正を行い、価格等の協議が成立した者と工事請負契約を締結するものとする。
- なお、最優秀提案事業者及び新たな最優秀提案事業者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。
- （９） 施工予定者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のＶＥ提案において、施工予定者の所有する特許技術を使用した提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、再委託契約を結び、「その他の設計者」として提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用に起因し、何らかの損害賠償責任が発生した場合は、その責は提案を行った施工予定者が負う。

５ 工事の概要

（１） 工事の規模・内容

ア	主要用途	病院 70床
イ	工事種別	新築工事
ウ	構造	ＲＣ造（免震構造） 地上3階、塔屋1階
エ	規模	建築面積 約 2,793 m ² （附属棟含む全体 3,336 m ² ） 延べ面積 約 5,755 m ²
オ	工事範囲	建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、 昇降機設備工事、外構工事
カ	工期	工事請負契約締結日の翌日から令和9年12月28日まで（予定）
キ	別途工事等	開発工事、調剤薬局、医療機器等（詳細は工事区分による。）

（２） 敷地の概要

ア	工事場所	病院：岡山県苫田郡鏡野町円宗寺・竹田
	敷地面積	病院：約 11,287 m ² （町道、調剤薬局を除く。）
	敷地要件	用途地域：都市計画区域内無指定地域

（３） 参考価格（総工事費上限額の目安）

4,936,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 総工事費上限額の決定については、発注者が基本協定書及びパートナーシップ協定書締結の際に行う。ただし、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額又は否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があるものとする。

６ 設計業務等の関係者

- （１） 実施設計業務委託受託者 : 株式会社石本建築事務所
- （２） 実施設計CM業務委託受託者 : 株式会社プラスPM

7 事務局

住 所 〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地

担当部局 鏡野町総合政策室

電話番号 0868-54-2983

F A X 0868-54-2988

E-mail seibi-hp@town.kagamino.lg.jp

8 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、3者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名称

鏡野町国民健康保険病院整備事業実施設計技術協力業務

(2) 委託限度額

5,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 履行期間

委託契約締結日の翌日から工事請負契約日まで

(4) 業務内容

ア 設計全般に対する技術検証

イ 施工実施方針及び施工計画の作成

ウ 技術情報(本プロポーザル時において採用された技術提案等を含む。)等の提出

エ 技術提案(本プロポーザル時において採用された技術提案等を含む。)等の設計補助

オ コスト管理支援

カ 関係機関との協議資料作成支援

キ 3者協議会への出席

ク 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成と提供

ケ 発注者が指示する会議体の記録作成

コ 近隣説明補助

サ 業務の成果報告書の作成

シ 材料見本による各所材料選定及び確認支援

ス 発注者が別途選定した事業者が開設する敷地内薬局との調整、施工計画の調整

セ その他必要となる調査、支援業務等

(5) その他

詳細な業務内容は、鏡野町国民健康保険病院整備事業実施設計技術協力業務特記仕様書(別紙3)を参照すること。

9 実施スケジュール及び書類の提出方法

(1) 実施スケジュールは、次のとおりとする。

区 分	項 目	日 程 ・ 期 間
実施要項等公表 から参加資格確認	公告及び実施要項等 (鏡野町ホームページに掲載)	令和6年7月1日(月)
	参加表明に関する質問の提出期間 (電子メールで提出)	令和6年7月1日(月) 令和6年7月5日(金) 17時まで
	参加表明に関する質問回答 (鏡野町ホームページに掲載)	令和6年7月10日(水)
	参加表明書等の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和6年7月11日(木) 9時から 令和6年7月18日(木) 17時まで
	参加資格確認結果通知 (電子メールで通知)	令和6年7月24日(水)
基本設計説明書及 び基本設計図等の 貸与	基本設計説明書及び基本設計図等(以下 「基本設計図書等」という。)の貸与期間 (参加表明書、機密保持に関する誓約書を 受領次第、事務局にて貸与)	令和6年7月11日(木) 9時から 令和6年10月15日(火) 17時まで
技術提案書等審査	技術提案書及びV E 提案書等に関する 質問の提出期間 (電子メールで提出)	令和6年7月19日(金) 9時から 令和6年7月30日(火) 17時まで
	技術提案書及びV E 提案書等に関する 質問回答 (鏡野町ホームページに掲載)	令和6年8月23日(金)
	V E 提案書等の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和6年8月26日(月) 9時から 令和6年9月12日(木) 17時まで
	V E 提案の採否通知 (電子メールで通知)	令和6年9月25日(水)
	技術提案書及びV E 提案採用前後概算工事 費見積書等の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和6年9月26日(木) 令和6年10月15日(火)
	プレゼンテーション・ヒアリング(日時及 び場所は別途電子メールで通知)	令和6年10月下旬(予定)
	最終審査結果通知・公表 (書面で通知及び鏡野町ホームページに掲 載)	令和6年10月下旬(予定)
技術協力業務 委託契約	締結	令和6年11月(予定)

基本協定 パートナーシップ協定	締結	技術協力業務委託契約締結後速やかに
工事請負契約	締結	令和8年4月（予定）

- （２） 上記実施スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、鏡野町ホームページに掲載する。

10 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は単体企業とし、参加資格要件の基準日は公告日とする。単体企業は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。なお、本プロポーザルの参加資格を当初有した者が、参加資格確認結果通知後から最終審査結果通知までの間に、いずれかの条件を満たさなくなった場合は参加資格を喪失する。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 鏡野町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成17年鏡野町告示第12号）に基づく指名停止期間中の者
 - カ 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- （２） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者
- （３） 令和6・7年度鏡野町建設工事入札参加資格を有すること。
- （４） 「第16 設計業務等の関係者」に示すものと、資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更正会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更正法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の関係

その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が1,400点以上であること。

(6) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を行っていること。

(7) 元請負人として平成21年4月以降に竣工した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号の「一般病床」及び第11条の5第1項に規定する「病院」をいう。以下同じ。）の新築又は増築工事の施工実績を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。

(8) 元請負人として平成21年4月以降に竣工した免震構造で、用途不問の建物の新築工事の施工実績を有すること。

(9) 次の要件を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

イ 平成21年4月以降に竣工した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事に、実施設計業務において管理技術者又は主任技術者として従事した経験、又は施工業務において監理技術者若しくは主任技術者又はそれらに準じる立場で従事した経験を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。

ウ 参加表明書提出時において、所属する事業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(10) 建設工事を契約した場合、建設工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。

ウ 平成21年4月以降に竣工した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事に、監理技術者若しくは主任技術者又はそれらに準じる立場で従事した経験を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。

エ 参加表明書提出時において、所属する事業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(11) 技術協力業務期間及び工事期間において、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たるプロジェクト責任者を配置すること。

ア 本業務に支障がなければ、技術協力業務期間においては、他の業務と兼務しても差し支えない。

イ 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

ウ 技術協力業務責任者、監理技術者及び現場代理人との兼任ができるものとする。

エ 参加表明書提出時において、所属する事業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(12) その他、配置技術者等の実績等は下記による。なお、技術協力業務責任者と監理技術者は兼任することができる。

凡例：○必須 ●：兼務可能 △：必要に応じて出席、発注者の指示による ×：不可又は不要

		技術協力 各種会議体 の出席	技術協力業 務責任者の 本業務内の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
技術協力業務責任者		○	●	一級建築士又は 一級建築施工管理技士	○	プロジェクト責任者、現場代理人 及び監理技術者との兼務可
技術協力担当者	建築	○	●	一級建築士	×	技術協力業務責任者との兼務可
	構造	△	×	構造一級建築士	×	—
	電気	△	×	設備一級建築士又は 建築設備士	×	—
	機械	△	×		×	—
	積算	△	×	建築積算士	×	—
		工事期間 各種会議体の 出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
建設工事	現場 代理人	○	●	—	×	所属する事業者との間に 直接的な雇用関係があること。
	監理 技術者 若しくは主任 技術者	○	●	一級建築士かつ監理 技術者資格者(※) 又は一級建築施工管 理技士かつ監理技術 者資格者(※)	○	工事期間中は専任
		全期間 主要な会議体 の出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
プロジェクト責任者		○	●	一級建築士又は 一級建築施工管理技士	×	技術協力業務責任者、現場代理人 及び監理技術者との兼務可

1.1 評価項目及び配点表

(1) 実績評価

実績評価及び配点表は(別表1)に定めるとおりとする。

(2) 評価項目

評価項目（実績評価を含む。）及び配点表は（別表２）に定めるとおりとする。

12 本プロポーザル参加の留意事項

（１） 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

（２） 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

（３） 本プロポーザルに関する事項の変更

本プロポーザルに関する事項（スケジュール等）について変更が生じた場合は、鏡野町ホームページに掲載するとともに、既に参加申込等があった者に通知する。

第２ 参加表明

1 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、「第１ ９ 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期間に提出すること。

（１） 提出書類及び留意事項

参加資格確認に係る提出書類は以下のとおりとする。

ア 参加資格要件チェックリスト（様式１）

様式の確認欄にチェックを行い、確認書類とともに提出すること。

イ 参加表明書（様式２）

ウ 施工実績確認書（様式３－１）

「第１ １０ 参加資格要件（７）」を満たす実績を記載すること。

コリンズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録がある場合は、写しを添付すること。登録がない場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者、請負者の確認できる部分）及び平面図、特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し、参加要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。

エ 施工実績確認書（様式３－２）

「第１ １０ 参加資格要件（８）」を満たす実績を記載すること。

コリンズ登録がある場合は、写しを添付すること。登録がない場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者、請負者の確認できる部分）及び平面図、特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し、参加要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。なお、施工実績として「第１ １０ 参加資格要件（７）と（８）」を同時に満たし、その施工実績を上記ウで確認できる場合は不要とする。

オ 技術協力業務責任者の経歴等（様式４－１）

- （ア） 技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載すること。
- （イ） 「第１ １０ 参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。
- （ウ） 一級建築士又は一級建築施工管理技士を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお、実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- （エ） 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、発注者と協議の上、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有すると発注者が認める者とする。

カ 監理技術者の経歴等（様式４－２）

- （ア） 建設工事を契約締結した場合の監理技術者を記載すること。
- （イ） 「第１ １０ 参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。
- （ウ） 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお、実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- （エ） 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、発注者と協議の上、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有すると発注者が認める者とする。

キ プロジェクト責任者の経歴等及び添付資料（様式４－３）

- （ア） 技術協力業務を契約締結した場合のプロジェクト責任者を記載すること。
- （イ） 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- （ウ） プロジェクト責任者の変更は原則認めない。ただし、長期にわたる本事業の特性により、交代が必要と見込まれる場合又は事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、プロジェクト責任者の変更が生じた場合は、発注者と協議の上、当初予定者と同等以上の資格を有すると発注者が認める者とする。

ク 配置技術者名簿（様式４－４）

各資格証の写しを添付すること。（オ、カ、キで添付した書類を除く。）

ケ 秘密保持に関する誓約書（様式５）

- （２） 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

（３） 提出方法

「第１ ９ 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期間の９時から１７時の間で（土曜日、日曜日及び祝日と１２時から１３時までを除く。）事務局まで持参すること。持参する時は事前に事務局まで電話連絡すること。やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること（事務局必着）。

（４） 提出部数

正 各 1 部

様式ごとに指定された添付の書類を順番にまとめ、A 4 縦フラットファイル（左綴じ）に綴ること。また、フラットファイルの背表紙と表表紙に「（会社名）参加表明書書類」と表記し、各書類にインデックスを貼ること。

2 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「第 1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する日までに、電子メールにて参加表明者に通知する。

3 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

（1）提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

（2）回答期限

回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 1 0 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により行う。

（3）その他

（1）による書面は、事務局まで持参又は郵送とする。

第 3 基本設計図書等の貸与

本プロポーザルの参加表明をした者に対し、秘密保持に関する誓約書（様式 5）と引き換えに、基本設計図書等を DVD-R にて貸与する。

（1）貸与期間は「第 1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載したとおりとする。

（2）貸与場所は事務局とする。

（3）貸与した DVD-R は、技術提案書等提出時に返却しなければならない。

第 4 質問回答

参加表明に関する質問、技術提案書及び V E 提案書等に関する質問と回答

1 質問の提出期間

「第 1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期間に電子メールにて事務局に送付すること。

2 質問の提出方法

参加表明に関する質問は質問書（様式 6）、技術提案書及び V E 提案書等に関する質問は質問書（様式 7）に記載の上、事務局にマイクロソフト社製エクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、

参加表明に関する質問は「（会社名）鏡野町国民健康保険病院整備事業実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（参加表明質問書）」とし、技術提案書及びV E 提案書に関する質問は「（会社名）鏡野町国民健康保険病院整備事業実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（技術提案書及びV E 提案書等質問書）」とすること。また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

3 質問に対する回答

「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期限までに、鏡野町ホームページに掲載する。

4 その他

- （1）参加表明に関する質問、技術提案書及びV E 提案書等に関する質問は、それぞれ1 者に対し1 回限りとし、追加の質問は認めない。
- （2）技術提案書及びV E 提案書等に関する質問への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で会社名が特定できるものは記載しないこと。
- （3）参加表明に関する質問、技術提案書及びV E 提案書等に関する質問は、基本性能・構造に関わる質問のみとし、それ以外の質問には回答しない場合がある。（基本性能・構造に関わらない質問は実施設計段階での技術協力事項とする。）

※「基本性能に関わる質問」の定義

病院の診療環境、患者環境及び医療従事者の働く環境に影響のある事項、建築及び建築設備の品質、コスト、スケジュールに影響のある基本的性能についての質問をいう。なお、数量の指示を求める質問は基本性能には含まれない。

※「構造に関わる質問」の定義

基本設計図書等に示す構造の考え方について、技術提案、概算積算及び減額案の立案を目的に設計意図を確認する質問をいう。

第5 V E 提案書等の提出

1 提出期間、提出書類、提出方法、提出部数

- （1）提出期間

「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期間に提出すること。

- （2）提出書類

技術提案書等の審査に係る提出書類は、以下のとおりとする。

ア V E 提案書

（ア）V E 提案総括表（様式8 A 4 判：計1 枚）

（イ）V E 提案書（様式9 A 4 判：V E 提案数の枚数）

イ 上記アを記録したDVD-R ※オリジナルデータ及びPDF 形式にて保存

- （3）提出方法

「第1-9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期間の9時から17時の間で（土曜日、日曜日及び祝日と12時から13時までを除く。）事務局まで持参すること。持参する時は事前に事務局まで電話連絡すること。やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること（事務局必着）。

（4） 提出部数

上記（2）ア 計8部

上記（2）イ 1枚

2 VE提案書の作成

VE提案書については、以下について作成すること。

（1） VE提案総括表

提出された全てのVE提案の総括表として提出すること。

（2） VE提案書

VE提案ごとに1枚にまとめ提出すること。

記載する内容は、次のとおりとする。

ア 基本設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的

イ VE提案が採用された場合の概算工事費のコスト縮減金額（諸経費含む。）、ランニングコスト縮減額（30年相当概算金額、根拠資料含む。）

ウ VE提案が採用された場合、発注者が別途発注する関連工事における内容やスケジュール等に与える具体的影響

エ 工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

オ 同時成立しない提案番号

カ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策

（3） 諸経費

諸経費はVE提案ごとに計上すること。

（4） 物価変動や社会情勢の変化に伴う金額の変更

VE提案書及びVE提案採用後概算工事費見積書の提出後の物価変動や社会情勢の変化に伴う金額の変更については、リスク負担・分担表に基づき、建設工事請負契約後の協議対象事項であるため、技術協力業務期間中の工事金額算出に当たっては、物価変動を見越した金額ではなく、見積り時点の金額で算出すること。

3 VE提案書作成の条件

（1） VE提案の内容は、以下のとおりとする。

ア 想定する縮減額が直接工事費150万円以上（諸経費、消費税及び地方消費税を含む。）の項目とし、最大30件以内とすること。

イ 工期の短縮、構造性能の向上、設備計画の合理化、工事の安全性の向上、その他仕様の変更による機能の向上及び安全性・合理性に資する計画・施工方法に関する提案を広く求め

る。

(2) VE提案の範囲

次に該当するものはVE提案の対象とすることができない。ただし、該当する場合であってもライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的により大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りでない。

- ア 基本設計図書等に示す機能・性能・品質が低下するもの
- イ 医療機能に影響すると考えられるもの
- ウ 配置計画・平面計画・外観デザイン・階構成、運用動線に大幅な変更を伴うもの
- エ 構造性能の低下を伴うもの
- オ 設備計画に大幅な変更を伴うもの
- カ 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの
- キ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む。）の延長を伴うもの
- ク 工事中の騒音・振動が増加するもの
- ケ 環境負荷が増大するもの
- コ 防災性・安全性が低下するもの（工事中を含む。）
- サ 工事範囲から別途発注工事等への工事範囲変更や事業全体のコストが増加するもの
- シ 法令等に抵触する恐れのあるもの
- ス その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

(3) VE提案の具体的な考え方

- ア 配置計画に関わるもの
 - (ア) 土地利用、建物配置計画は、原則として変更できない。
 - (イ) 駐車台数は、基本設計説明書等に示す台数以上とする。
- イ 面積・高さに関わるもの
 - (ア) 延べ面積は、基本設計図書等に示す数値を基準として削減する提案は不可とする。
 - (イ) 建築物の高さ、最高高さは、基本設計図書等に示す高さを基準とし、日影規制等の法的規制内とする。
 - (ウ) 主要諸室の天井高は、諸室リストに示す数値以上とする。
- ウ 平面計画に関わるもの
 - (ア) 主要諸室のレイアウト・間仕切り壁の位置は、原則として変更できない。
 - (イ) 主要諸室の面積は、諸室リストに示す数値とするが、柱の形状や寸法の変更に伴う微修正は可能とする。
- エ 構造計画に関わるもの
 - (ア) 基本設計図書等に示す耐震安全性の目標を遵守すること。
 - (イ) 構造形式（本棟：免震）は、変更できない。ただし、免震システム材料の変更は可能とする。
 - (ウ) 設計用床積載荷重・地震荷重・風荷重・積雪荷重の設計条件の変更はできない。
- オ 設備計画に関わるもの
 - (ア) 基本設計図書等に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。

(イ) 井水利用については、基本設計図書等に示された機能、性能、品質以上とする。

カ その他

(ア) 諸室リスト及び設備プロット図に示す諸室及び設備が備えるべき機能・性能を遵守すること。

(イ) 開発条件である敷地内、擁壁及び雨水排水施設の変更等は不可とする。

4 VE提案書作成の留意事項

- (1) VE提案総括表及びVE提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) VE提案書は、VE提案1つに対して1枚にまとめるものとし、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- (3) VE提案書は、各提案についての具体的な考え方を記述すること。なお、文字の大きさは10ポイント以上とする。（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）
- (4) VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を有する提案についてはこの限りでない。
- (5) 施工予定者は、審査等を通じて採用されたVE提案について、当該VE提案（条件付き採用可能項目も含む。）をVE提案採用後概算工事費見積書に反映させることとし、技術協力業務期間中、当該VE提案採用金額の変更は行わない。ただし、施工予定者の責によらず上記のVE提案が実施設計に反映できない場合においては、3者協議会に諮り、発注者にて当該VE提案とその採用金額の取扱いを決定する。

5 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 発注者は、提出書類及び添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (4) 本プロポーザルにおいて採用されたVE提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、確認申請上、提案者をその他設計者とする。提案者が確認申請上のその他設計者となり得ない事情がある場合には、同技術は採用しない。
- (5) 注意事項
 - ア VE提案については審査を公平に行うため提案者が特定できるような表現は避けること。
 - イ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提

出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

- ウ 提出されたV E 提案の内容について、事務局から意図を確認するため質疑を行う場合がある。その際は速やかに回答を行うこと。

第6 V E提案の審査及び採否通知

- (1) V E提案の審査は、事務局が行い、審査会が決定する。
- (2) V E提案は、施工の確実性、安全性、経済性（工事費等削減効果）等の総合的な視点で、採用可能（○）、条件付き採用可能（△）、不採用（×）を判定する。
- (3) V E提案採否の通知は、提案者にV E提案総括表（様式8）に上記（2）を記載したものをそれぞれに電子メールにて通知する。
- (4) V E提案の採否通知を受けて、提案者が採用したV E提案の合計金額を「V E提案採用金額」とする。
- (5) V E提案採否の通知日は、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」のとおりとする。

第7 技術提案書及びV E提案採用前後概算工事費見積書等の提出

1 提出期間、提出書類、提出方法、提出部数

技術提案は、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

(1) 提出期間

「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期間に提出すること。

(2) 提出書類

ア 技術提案書（表紙）（様式1 0）

イ 技術提案書

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| (ア) 実施設計段階の実施方針に関する提案 ア～カ | (様式1 1-1 A 3判：計3枚以内) |
| (イ) 施工段階の実施方針に関する提案 ア～エ | } (様式1 1-2 A 3判：合計3枚以内) |
| (ウ) 竣工後の実施方針に関する提案 ア～イ | |
| (エ) 工期遵守の提案 | (様式1 1-3 A 3判：計1枚) |
| (オ) 鏡野町内事業者の活用に関する提案 ア～ウ | (様式1 1-4 A 3判：計1枚) |

ウ V E提案採用前概算工事費見積書（様式1 2）

エ V E提案採用後概算工事費見積書（様式1 3）

オ V E提案採用後概算工事費見積内訳書（様式1 4）

カ 内訳明細書（任意書式） 明細書等作成に当たっては、以下に留意すること。

- (ア) 内訳明細書の書式については、任意書式による。ただし、見積会社名及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力すること。
- (イ) 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

- (ウ) 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させること。
- (エ) 共通仮設工事・直接仮設工事については一式計上をしないこと。
- (オ) 価格調整など根拠のない一括値引き（出精値引き）は認めない。
- (カ) 技術提案内容については、全て見積りに反映させること。
- (キ) 基本設計図書等に含まれている内容を承知した上で、基本設計図書等に表記されていない場合でも、工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映すること。

キ VE提案総括表（様式8）

VE提案の採否通知を受けて、提案者が採用したVE提案の有無を記載したもの。

ク 上記ア～キを記録したDVD-R ※オリジナルデータ及びPDF形式にて保存

ケ 技術提案書の概要版（公表用資料）を記録したDVD-R（任意書式 A3判：計2枚程度）※PDF形式にて保存、最優秀提案事業者に選定された場合のみ（技術協力業務委託契約締結までに提出）。

コ 「第3 基本設計図書等の貸与」で貸与したDVD-R

(3) 提出方法

「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期間の9時から17時の間で（土曜日、日曜日及び祝日と12時から13時までを除く。）事務局まで持参すること。持参する時は事前に事務局まで電話連絡すること。やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること（事務局必着）。

(4) 提出部数

上記(2) ア～キを順にまとめたもの 8部

上記(2) ク 1枚

上記(2) ケ 1枚

2 技術提案書の作成

技術提案書については、それぞれ以下(1)～(5)のテーマについて作成すること。

(1) 実施設計段階の実施方針に関する提案

実施設計段階において実施、実現できる効果的で具体的な取組を提案すること。

以下、ア～カのテーマについて提案すること。

ア ECI発注のメリットを活かせる手法

イ 発注者、関係者と円滑にコミュニケーションを図る手法（CMr、設計者と円滑にコミュニケーションを図る手法を含む。）

ウ コスト増加を抑制できるコストコントロール手法

エ 技術協力者として病院特有の設計品質を確保するための取組及び効率的な施工方法を提案する取組について

オ 基本設計の改善を図る提案

カ その他自由提案（2項目まで。（見積価格は変わらないか上昇するが、それ以上に品質・性能が向上する提案 等））

(2) 施工段階の実施方針に関する提案

施工段階において実施、実現できる効果的で具体的な取組を提案すること。

以下、ア～エのテーマについて提案すること。

- ア 施工を円滑に進めるために行う発注者、関係者及び町民とのコミュニケーション手法
- イ コスト増加を抑制できるコストコントロール手法
- ウ 品質を確保するための手法（構造、防水等の品質及び病院特有の品質）
- エ 工事中の緊急時、災害時等に対する提案

(3) 竣工後の実施方針に関する提案

- ア 竣工後の施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫・提案及び品質確保に対する体制・手法
- イ 竣工後の緊急時、災害時、アフターメンテナンスに対する提案

(4) 工期遵守の提案

原則として4週8閉所を行った上で、品質の確保及び工期遵守を実現できる効果的で具体的な取組と、その工期の工程表を作成し提案すること。また、発注者が想定する工程表と比較し、工期遵守を実現できる部分をわかりやすく説明すること。（取組は複数でも可）

(5) 鏡野町内事業者の活用に関する提案

鏡野町内事業者の活用について、実施、実現できる効果的で具体的な取組として、以下ア～ウのテーマについて提案すること。

- ア 町内建設関連事業者を積極的に活用する手法
- イ 町内事業者からの建材資材の購入計画及びその他業種の活用方法
- ウ ア及びイの履行を確認するための有効なモニタリング手法

※町内建設関連事業者及び町内事業者とは、鏡野町内に本店、支店及び営業所を有する企業及び個人事業主をいう。

3 技術提案書作成の留意事項

- (1) 技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- (3) 技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上とする。（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）
- (4) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、本プロポーザルの参加者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力業務の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

4 VE提案採用前概算工事費見積書作成の留意事項

諸経費、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

5 VE提案採用後概算工事費見積書作成の留意事項

諸経費、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

6 VE提案採用後概算工事費見積内訳書の作成の留意事項

- (1) VE提案採否通知を受け、提案者が採用したVE提案を反映した内訳書（数量、単価等）とすること。
- (2) 様式は5つのシートに分かれているので、全て入力すること。
- (3) 様式のフォーマットは変更しないこと。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加えること。ただし、概算主要数量一覧表（電気設備）及び概算主要数量一覧表（機械設備）については記載している材料を拾うものとし、仕様ごとに適宜名称の変更や行を増やすことは差し支えない。
- (4) 概算主要数量一覧表（建築）の数量の算出が出来ない項目は、行は削除せず、算出不可等の記載をすること。

7 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 発注者は、提出書類及び添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (4) 施工予定者に選定されなかった者の技術提案書等に記載された提案（独自提案に限る。）については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。
- (5) 注意事項
 - ア 技術提案については審査を公平に行うため提案者が特定できるような表現は避けること。
 - イ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
 - ウ 提出された技術提案の内容について、事務局から意図を確認するため質疑を行う場合がある。その際は速やかに回答を行うこと。

第8 プレゼンテーション及びヒアリング

1 実施方法

- (1) 提案者による技術提案書等のプレゼンテーション30分以内と審査員による25分程度のヒアリングを行う。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、5名以内とする。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング順は、事務局においてくじ引きにより順番を決定する。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

2 実施場所・日時等

実施場所、実施日時、その他詳細については後日、事務局より通知する。

3 その他留意事項

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングに遅刻した場合又は出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (2) スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、延長コードは発注者が準備するものを使用し、パソコンは提案者が用意すること。なお、発注者の回線を使つてのインターネットへの接続は不可とする。
- (3) 審査は、公平を保つため、会社名を伏せて実施する。このため、説明時に自社の社名や、社名を連想させる事項を発言しないこと。また、会社名が特定できるような衣類やバッチ等を身に着けないこと。

第9 技術提案の審査及び評価方法

- (1) 技術提案の審査は、審査会が行う。
- (2) 技術提案の評価は、提出された技術提案の提案に求める内容ごとに審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングで提案内容を確認した後に、(別表2) 技術提案等評価項目及び配点表に定める配点を与える。
- (3) 配点は、出席した委員が評価した項目ごとの評価点を平均(小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求める。)し、その合計を提案者の評価点とする。

第10 価格の評価方法

1 価格の評価方法について

- (1) 価格の評価(算出方法)

価格の評価は、提案者より提出された技術提案書のうちVE提案採用前概算工事費見積書(様式12)及びVE提案採用後概算工事費見積書(様式13)に記載された金額(提案価格)を用い、下記算式により評価点を計算する。

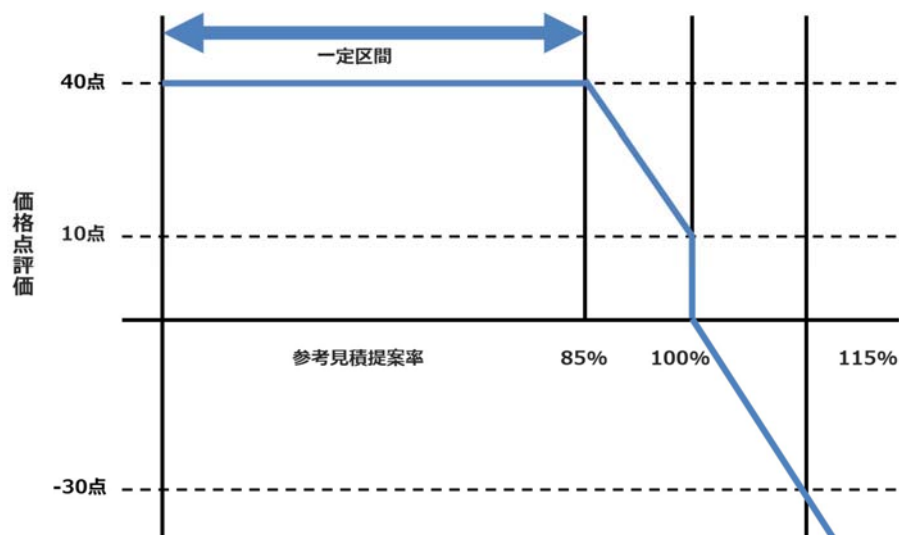
評価点は、小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求めることとする。

参考見積提案率(%) = (VE提案採用後概算工事費 / 参考価格) × 100

VE提案採用後概算工事費 = VE提案採用前概算工事費 - VE提案採用金額

価格評価点	(1) 【参考見積提案率 ≤ 85%】の場合
	価格評価点：40点
	(2) 【85% < 参考見積提案率 ≤ 100%】の場合
	価格評価点は、85%：40点と100%：10点を通る直線式により算出される以下のyの値とする $y = b \times (1 - x/a) + 10$ x：(参考見積提案率 - 85%) a = 15 (%) b = 30 (点)
	(3) 【100% < 参考見積提案率】の場合
	価格評価点は100%：0点、115%：-30点を通る直線式により算出される以下のyの値とする $y = b \times (1 - x/a)$ x：(115% - 参考見積提案率) a = 15 (%) b = -30 点

価格評価点のイメージは以下のとおり。



【例】参考見積提案率が95%だった場合

$$x = (95.0 - 85.0) \% = 10.0\%$$

$$a = 15 (\%) \quad b = 30 (\text{点})$$

$$y = 30 \times (1 - 10.0/15.0) + 10 = 10 + 10 = 20 \text{点}$$

【例】参考見積提案率が105%だった場合

$$x = (115.0 - 105.0) \% = 10.0\%$$

$$a = 15 (\%) \quad b = -30 (\text{点})$$

$$y = -30 \times (1 - 10.0/15.0) = -10 \text{点}$$

第 1 1 最優秀提案事業者の決定

1 最優秀提案事業者の決定について

- (1) 各評価項目の合計点数が最も高い者について、最優秀提案事業者としてふさわしいかを審査会に諮り、認められた者を最優秀提案事業者として決定する。なお、総合評価点の合計点数の最も高い者が2人以上ある場合、このうちV E 提案採用後概算工事費が最も低い者を最優秀提案事業者とする。また、V E 提案採用後概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。
- (2) 最終審査結果の通知は、「第 1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当項目に記載する期限までに書面により、提案者に通知するとともに、鏡野町ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては、一切受け付けない。

第 1 2 基本協定書の締結

1 基本協定書の締結について

- (1) 基本協定書の締結に当たり、発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者は、以下の内容確認を行う。
 - ア 最優秀提案事業者より提出されたV E 提案採用後概算工事費見積内訳明細書及び採用されたV E 提案内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性
 - イ 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計仕様
 - ウ 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための設計仕様及びフィードバック方法
 - エ 物価変動や社会情勢の変化に伴う工事請負代金の変更については、リスク負担・分担表に基づき、建設工事請負契約後の協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積り合せにおいては、物価変動を見越した金額ではなく、見積り時点の金額で算出すること。
- (2) 上記（1）イの確認において、明細書等と想定される設計仕様に相違がある場合は、発注者、設計者及び最優秀提案事業者にて協議し、必要に応じて設計仕様又は明細書等の修正を行う。
- (3) 発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、原則、V E 提案採用後概算工事費見積金額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
- (4) 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による工事費増減額の変更については、別途協議するものとする。
- (5) 発注者は、上記（1）～（4）における、確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀提案事業者との調整を、CM r とともに行うこととする。

第 1 3 その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は不正があった場合
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (3) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、審査委員に直接又は間接を問わず本件に関し故意に接触した場合
- (4) 本プロポーザルに関して公正な競争が妨げられるような記載又は行為等があった場合
- (5) その他審査会が不適切と判断した場合

2 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者の場合であっても本プロポーザルは実施するものとし、この実施要領に定める手続により最優秀提案事業者を選定することができるものとする。ただし、最優秀提案事業者の選定にあつては、(別表2)に定める総合評価合計点から価格の評価点を差し引いた評価点が60点の6割以上の場合に限る。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」(様式15)を提出すること。その場合、「第3 基本設計図書等の貸与」で貸与したDVD-Rも併せて返却すること。

4 公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 技術提案者の数と名称
- (2) 最優秀提案事業者及び次点者の名称
- (3) 技術提案者(最優秀提案事業者及び次点者以外の者はA者、B者等と表記)の評価点及びVE提案採用後概算金額
- (4) 最優秀提案事業者の技術提案書(概要版) ※技術協力業務委託契約締結後に予定

5 施工予定者(受注者)の技術提案の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後及び工事途中、工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。なお受注者の責により、技術提案が履行されない場合又は履行を確認ができない場合は、違約金として不履行部分に応じた金額を協議により徴収する。

6 リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考
				発注者	受注者	
共通	入札手続等リスク	1	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○		
		2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続に時間がかかる場合	○		
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続に時間がかかる場合		○	
	制度関連リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	△	△	技術協力業務委託契約前に確認できるものは受注者の負担
		5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会リスク	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
		8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
		9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	
		10	発注者の事由による事故等により第三者に与えた損害（病院の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。）	○		
		11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。）		○	
		12	本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	工事請負契約約款による
	経済リスク	13	物価の変動	△	△	工事請負契約約款第28条による
	債務不履行リスク	14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
		15	上記以外の事由による本業務の中止、延期（不可抗力リスクを除く。）		○	
		16	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、工事（造成工事含む。）の実施が困難となった又は遅延した場合		○	

実施設計・施工段階	不可抗力リスク		17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害	△	△	工事請負契約約款による
	計画・設計リスク	各種調査リスク	18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			23	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵	24	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	△	△	技術協力業務契約前に確認できるものは受注者の負担
		地盤・地質状況の差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
	施工リスク	工事完了の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			27	受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
		工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		要求水準等未達	30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
		施工による損害	31	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
			32	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

(別表 1)

実績評価及び配点表

評価項目		共同企業体による受注実績の場合、以下の全ての項目について評価の対象となるのは代表構成員としての実績のみに限るものとする。	配点	最大 得点	
企業 実績	工事実績	元請負人として平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で免震構造のものに限る。	4	4	
		元請負人として平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。	2		
		平成21年4月以降に竣工した建築・公共事業で用途不問のECI方式で、技術協力業務を行った実績を有する。	1	1	
技術 協力 業務 責任 者の 能力	工事等実績	平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造のものに限る。	実施設計業務における管理技術者又は施工業務における監理技術者として従事	4	4
		平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造のものに限る。	実施設計業務における意匠主任技術者又は施工業務における主任技術者として従事	3	
		平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。	実施設計業務における管理技術者又は施工業務における監理技術者として従事	3	
		平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。	実施設計業務における意匠主任技術者又は施工業務における主任技術者として従事	2	
	資格	一級建築士かつ一級建築施工管理技士		1	1
監理 技術 者の 能力	工事実績	平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造のものに限る。	施工業務における監理技術者として従事	4	4
		平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、免震構造のものに限る。	施工業務における主任技術者として従事	3	
		平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。	施工業務における監理技術者として従事	3	
		平成21年4月以降に工事完了した延べ面積5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事における実績。なお、増築の場合にあっては、増築部分が5,400㎡以上かつ一般病床数70床以上の規模のものに限る。	施工業務における主任技術者として従事	2	
	資格	一級建築士かつ一級建築施工管理技士		1	1
配点合計			15		

(別表2)

評価項目及び配点表

	評価項目	提案に求める内容	配点	最大 得点
総合評価で求める項目	実績評価	(別表1)による	15	15
	(1) 実施設計段階 の実施方針に 関する提案	ア ECI発注のメリットを生かせる手法	4 / 3 / 2 / 1 / 0	21
		イ 発注者、関係者と円滑にコミュニケーションを図る手法	3 / 2 / 1 / 0	
		ウ コスト増加を抑制できるコストコントロール手法	4 / 3 / 2 / 1 / 0	
		エ 技術協力者として病院特有の設計品質を確保するための取組及び効率的な施工方法を提案する取組について	4 / 3 / 2 / 1 / 0	
		オ 基本設計の改善を図る提案	2 / 1 / 0	
		カ その他自由提案 (2項目まで)	(2 / 1 / 0) × 2	
	(2) 施工段階の実 施方針に関す る提案	ア 施工を円滑に進めるために行う発注者、関係者及び町民とのコミュニケーション手法	3 / 2 / 1 / 0	12
		イ コスト増加を抑制できるコストコントロール手法	4 / 3 / 2 / 1 / 0	
		ウ 品質を確保するための手法 (構造、防水等の品質及び病院特有の品質)	4 / 3 / 2 / 1 / 0	
		エ 工事中の緊急時、災害時等に対する提案	1 / 0	
	(3) 竣工後の実施 方針に関する 提案	ア 竣工後の施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫・提案及び品質確保に対する体制・手法	2 / 1 / 0	4
		イ 竣工後の緊急時、災害時、アフターメンテナンスに対する提案	2 / 1 / 0	
	(4) 工期遵守の 提案	原則として4週8閉所を行った上で、品質の確保及び工期遵守を実現できる効果的で具体的な取組提案	2 / 1 / 0	2
	(5) 鏡野町内事業 者の活用に関 する提案	ア 鏡野町内建設関連事業者を積極的に活用する手法	2 / 1 / 0	6
		イ 鏡野町内事業者からの建設資材の購入計画及びその他業種の活用方法	2 / 1 / 0	
		ウ 上記の履行確認・モニタリング手法	2 / 1 / 0	
	価格	VE提案採用後概算工事費 (条件付き採用可能含む。) 参考価格に対し、85%を限度に傾斜配分にて最大40点とする	40	40
総合評価点合計				100